

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 徳宗福祉会(法人番号5140005014547)

監査実施日 令和7年1月21日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
<p>1 令和5年度決算に係る監事による監査報告書において、以下の通り監事監査の形骸化が危惧される事案が確認された。 については、監事による監査の重要性を自覚して業務を行うとともに、監事の職責を果たせるよう機能の強化を図ること。 ・「私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和元年度における理事の職務の執行について監査を行いました。」と記載があり、監査報告書が実際の監事監査の実態をあらわしていない。 ・理事会等議事録に係る記名押印の不備があることや、理事会審議を経ずに賞与の大幅減額や職員の降給を実施しているにもかかわらず、「理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。」と記載があり、監事監査が十分に行われていない。</p>	改善予定
<p>2 経営状況が思わしくないことから、一部職員の降給及び令和6年6月支給賞与の大幅減額を実施しているが、この判断について理事会での審議を経ずに行われていた。 法人運営に際して、定款施行細則において理事長に専決事項として委任された事項以外のことに関しては、理事会で決議を行うこと。</p>	改善予定
<p>3 理事会及び評議員会の議事録について、定款の規定では、理事会においては出席した理事長及び監事が、評議員会においては議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、議事録に記名押印することとなっているが、規定によらず、一部の役員等のみが議事録に記名押印している事例が散見された。 定款の規定によらず一部の理事のみにより記名押印が行われると、議事録の真実性の担保が不十分な状態となるため、定款の規定に基づき適正に議事録を作成すること。なお、これまでに開催された理事会等で定款の規定によらず記名押印しているものについては、再度作成を行うこと。</p>	未改善

令和7年4月28日現在